

被災者生活再建支援金 [
基礎支援金
加算支援金
] 申請期間の延長のお知らせ

東日本大震災により居住する住宅を失うなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被害の程度に応じて支給される被災者生活再建支援金「基礎支援金・加算支援金」の申請期間が、さらに1年間延長されました。

【内 容】 ・基礎支援金・加算支援金の申請期間の延長
 (変更前) 平成29年4月10日まで



(変更後) 平成30年4月10日まで

※この期間中に申請手続きが終了している必要があります。

【対象世帯】 ・居住する住宅が全壊または大規模半壊した世帯
 ・居住する住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず全て解体する世帯

【支給額】 ※ () 内の金額は世帯人員が1人の場合

	基礎支援金	加算支援金
支援金額	全壊・・・100万円(75万円) 大規模半壊・・・50万円(37.5万円) ※半壊・大規模半壊の判定で、住宅を解体した場合は、全壊に該当します。	建設・購入・・・200万円(150万円) 補修・・・100万円(75万円) 賃借・・・50万円(37.5万円) (公営住宅を除く)
必要なもの	り災証明書(原本)、住民票謄本、預金通帳の写し、印鑑等 ※半壊・大規模半壊の判定で住宅の全てを解体した場合は、上記以外の書類も必要になります。詳しくはお問い合わせください。	今後の住宅の再建方法(住宅の建設・購入、補修または賃借)を確認できる契約書等

※加算支援金は基礎支援金を申請した方が対象となります。

加算支援金のみを申請することはできません。

【備考】 ・支給の決定等は、被災者生活再建支援法人(公益財団法人 都道府県会館)が行います。

【問合せ先】 社会福祉課 電話 240-7112